様式第3号（第6条関係）

井指令第　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　井川町長

交付決定通知書

　　令和　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、井川町みのりの未来農業継続補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

　１　交付決定額　　　　　　　　　円

　２　交付条件

　（１）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

　　　ア　補助事業等の目的及び内容

　　　イ　補助事業等の事業計画及び収入支出の予算

　　　ウ　交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎

　（２）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。

　（３）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

　（４）補助事業により取得した財産については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用すること及び譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

　（５）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管すること。

　（６）井川町みのりの未来農業継続補助金交付要綱を遵守すること。

　（７）農業機械について、納品確認検査を受けること。

　※納品確認検査を行いますので、農業機械を**使用する前に**ご連絡ください。

（井川町役場産業課産業振興班　電話：018-874-4418）